

五  
イ  
方 募  
入 価 法 入  
札 格 決  
發 競 定  
行 爭 の

当も各  
ての申  
るか込  
。らみ  
その  
のう  
応ち  
募応  
額募  
を価  
順格  
次の  
割高  
りい

四  
發 行 方  
法

価一を場で競争う札価振の以律社  
格国定特あ争入。へ格替適下へ平  
競債め別つ入札に以を機用を「振替  
争市る参て札發によ下競争は日本銀  
入場も加、と行「価に付けるもの  
札特の者財同「格競争して行とす  
發別にご務時「格競争して行とす  
行參よと大に「入札わる。の規  
「加るに臣行「以下札わる。そ  
と者發応がわ。・行募各れ及  
い・行募各れ及  
う第へ限國るび価一れる。  
。I以度債入価格とる  
非下額市札格競い入

三  
用 振 の 法  
等 替 条 律  
法 項 及 び  
の 適 用 の  
根 拠 そ 拠

特  
別  
年 別  
債 第 一  
年 會  
法 律 第 二  
會 計 第 三  
項 關  
株 式 等  
第 二 十  
三 關  
法 律 第 三  
號 關  
法 律 第 四  
十 關  
法 律 第 五  
十五 關  
法

○  
平省令  
成發行  
二十條  
十二件  
二年七  
八年八  
月四日

財務省告示  
國債の發行等に關する省令  
第三十号  
第二百六十号  
第五条第十一項の規定に基づき、  
次とおり告示する。割引短期國債  
に昭和五十七年大藏省令  
に施行した。規定期限は昭和五十七年  
八月二十日より告示する。  
國庫短期証券（第一百二十一回）

財務大臣 野田佳彦

十 一 發 行 價 格 日 位 金	九 八 振 額 最 低 額 面 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	七 口 イ 払 込 入 価 ・ 別 債 札 格 金	六 口 イ 發 行 争 非 者 特 國 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	六 口 發 行 争 非 者 特 國 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場
平す額の振 成るの記替 二。整載法 十二数又の 二倍は規 年の記定 七年金録に 月額はよ 二十に、る より最振 日る低替 も額口 の面座 と金簿	千 万 円 千 倍 五 億 七 千 六 百 六 六十 六 万	円 千 四 二 七 万 兆 百 四 三 十 千 千 五 圓 二 億 百 七 五 千 十 六 億 百 六 千 四 百 十 万	額 億 額 面 円 面 金 金 額 額 で で 千 二 七 兆 百 三 十 八 八 億 百 八 十 一	込 募 各 み 限 国 の 度 債 応 額 市 募 の 場 額 範 特 を 圏 別 割 内 参 り に 加 当 お 者 て い ご る て と 。 各 の 申 応

十  
六  
十  
五  
十  
四  
十  
三  
二  
十  
二  
口  
イ

払者入場元償  
込札所金還  
期参支金  
日加払額

償行争非者特国  
還入価・別債  
期札格第参市  
限発競I加場

入価  
札格  
発競  
行争

平財日額償当た平  
成務本面還ただ成  
二大銀金金るし二  
十二臣行額をと、十  
二から百支き償三  
年円払は還年  
七通知にう、期七  
月つ。そが月  
二月をきの銀二  
十受け百翌行十  
日円當休日  
た者業業  
業業  
日日  
にに

十額募十額  
七面価六面  
錢金格錢金  
額九額  
百厘百  
円以円  
につのつ  
きそき  
九れ九  
十九ぞ十  
九れ九  
円の円  
八応八